

京情審答申第69号
平成21年5月12日

京都府公安委員会
委員長 姫野 敬 輔 様

京都府情報公開審査会
会長 山本 克己



公文書部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成20年8月11日付け公委第2716号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった部分公開決定において実施機関が非公開とした部分のうち別表1の部分を開示すべきである。その余の判断は妥当である。

第2 不服審査請求に至る経過

- 1 平成20年6月5日、審査請求人は京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して「平成19年4月22日に投票・開票された、木津川市長及び木津川市議会議員の選挙における選挙運動用自動車、政治活動用自動車に対する制限外積載乗車の許可をしたことがわかる文書」を内容とする公文書の公開請求が行われた。
- 2 これに対し、実施機関は、対象文書を「平成19年制限外積載乗車許可台帳」に特定するとともに、平成20年6月13日、本件公開請求について、条例第10条第1項の規定により別表2のとおり部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、公文書部分公開決定通知書を審査請求人に送付した。
- 3 平成20年7月25日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条第1項第1号の規定により、本件処分を不服として京都府公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成20年8月11日、諮問庁は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び意見書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項に定める選挙運動用収支報告書には、支出の相手方が記載され、同法第192条第4項により公表されるが、選挙運動用自動車に関する費用は選挙運動に関する費用とはみなされないことから、選挙運動に関する人件費として運転手に関する費用は公表されない。しかし、運転手も労務者である

ことに変わりはない。

また、木津川市議会議員及び木津川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、公職選挙法に基づく制度の中に位置づけられ、この条例によって、選挙運動用自動車の費用は公費負担がされている。前述した公職選挙法の趣旨から、選挙の支出に関する情報は原則的に公開とすべきであることは明白である。そして、法令に明確な定めがなければ、当該法令の趣旨目的から判断し、あるいは関連法令から類推して判断すべきという原則がある。

すると、公職選挙法では報酬や費用弁償などの支出の相手方の情報が個人情報である場合であっても公開としている以上、情報公開条例においても、個人情報であるという理由では非公開にならないと解釈すべきである。

車両番号については、最高裁判所（第一小法廷）平成18年7月13日の判決を参考にして十分な審査をされることを求める。

本件の個人情報や法人情報は選挙運動用自動車の情報であり、特殊性があること、また、選挙公営については、全国的に不正請求がなされている状況が見られる中、京都府のより積極的な情報公開の姿勢を求める。

第5 諮問庁の説明要旨

諮問庁が理由説明書及び諮問庁の命を受けた実施機関の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書の性格について

本件公文書は、平成19年4月22日に投票・開票が行われた木津川市議会議員及び木津川市長の選挙に際し、道路交通法（昭和35年法律第105号）第55条及び同法第56条の規定に基づき、選挙運動用自動車及び政治活動用自動車に対して看板や拡声機等を取付ける設備外積載や荷台に乗車するためになされた荷台乗車許可申請に対し、京都府木津警察署長が行った許可に関する台帳であり、木津川市議会議員候補者関係車両及び木津川市長候補者関係車両の合計40台にかかる許可番号、許可日、設備外積載の内容等、自動車登録番号又は車両番号（以下「車両番号」という。）、申請者の住所及び氏名、候補者氏名等が記載されている。

2 本件処分の理由

（1）車両番号について

ア 車両番号の性質について

車両番号は、自動車の登録申請に伴い車両毎に付与された固有の

ものであり、これが公開されれば、道路運送車両法の規程により交付請求できる登録事項等証明書や他の情報との照合や調査により、車両の所有者又は使用者等（以下「所有者等」という。）を識別し得る情報である。

イ 個人所有の車両番号について

個人所有の車両番号は、上記アのとおり、特定の個人を識別し得る情報であり、また、車両番号が公開された場合、前記照合や調査によることなく、地域内を移動或いは駐車する当該車両に着目することにより、その所有者、使用者及び近親者を容易に特定することが可能であると考えられることから、車両番号からある個人が特定の党派や候補者を支持するという思想、信条等の個人の内心に関する事項も判明することとなるなど、条例第6条第1号に規定する通常他人に知られたいくないと望むことが正当であると認められるものとして、個人の権利利益を害するおそれがある個人に関する情報に該当する。

ウ レンタカーの車両番号について

レンタカーの車両番号は、特定のレンタカー業を営む法人を識別し得る情報であることから、車両番号を公開された場合、当該法人が特定の党派や候補者を支持するという思想、信条、事業方針等に関する事項が判明することとなる可能性があり、これによる対立候補関係者や支持者等からの今後の車両の借控えや事業活動への妨害が想定される他、法人の営む事業にかかる顧客情報が一般に公知される等、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第3号に規定する法人等に関する情報に該当する。

エ レンタカー業を営む法人以外の法人又は事業を営む個人所有車両の車両番号について

レンタカー業を営む法人以外の法人又は事業を営む個人（以下「その他の法人等」という。）所有車両の車両番号は、特定のその他の法人等を識別し得る情報である。その他の法人等は全て、通常、車両の賃貸業務を行っていないものであり、選挙運動に際して候補者に特別に車両を貸し出すということは、当該その他の法人等の経営者や代表者等、自社の車両を他人に貸し出す権限を有する特定の個人が、候補者や政党を支持するという立場に立って法人等の車両を貸し出したものであると考えられる。

また、その他の法人等に勤務する従業員にとっては、勤務先の法人等が特定の候補者や政党を支持しているということが判明することにより、従業員個人の思想、信条等までが当該その他の法人等と

同一であると見られる可能性がある。

よって、車両番号が公開されると、個人が特定の党派や候補者を支持するという思想、信条等の個人の内心に関する事項が判明するなど、条例第6条第1号に規定する個人に関する情報に該当するものである。

さらに、車両番号が公開されると、その他の法人等が特定の党派や候補者を支持するという思想、信条、事業方針等に関する事項が判明するおそれがあり、これによる対立候補関係者や支持者等からの今後の事業利用控えや事業活動への妨害等が想定される他、法人等の営む事業にかかる顧客情報が一般に公知される等、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第3号に規定する法人等に関する情報にも該当するものである。

(2) 申請者の住所及び氏名について

制限外積載乗車許可台帳の申請者欄には、設備外積載許可申請や荷台乗車許可申請を行った者（以下「申請者」という。）の住所及び氏名が記載されている。

また、備考欄には、候補者の氏名を記載しているものであるが、うち1箇所については誤って申請者の氏名が記載されている。

これら申請は、車両の所有者や候補者の関係者等によってなされているため、氏名等が公知されている候補者とはその扱いを異にする必要がある。

また、申請者欄記載の者に関する住所及び氏名は設備外積載許可や荷台乗車許可を得るために記されたものであり、一般には公表されておらず、個人が公表することについて了承し、又は公表することを前提として提供された情報ではないとともに、ある個人が特定の党派や候補者を支持していることは、思想、信条等個人の内心に関する情報であることから、これらの情報は条例第6条第1号に規定する通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものに該当する情報である。

候補者自身が申請者となっている場合については、以下の理由から、申請者の住所及び氏名を非公開としたものである。

ア 道路交通法施行規則第8条には、「車両の運転者は、道路交通法第56条又は第57条第3項の規定による許可を受けようとするときは、申請書2通を出発地警察署長に提出しなければならない。」と規定されていることから、当該許可申請は、あくまでも選挙運動用自動車の運転を行おうとする者が届け出るものであり、候補者の立場で届け出られたものではない。

また、備考欄の氏名は、単に今後の事務処理上の利便に供するために記載したものである。

イ 個人が警察署長に対して、いつ、どのような申請を行って許可を受けているかという人の行動等に関する情報は、申請時に

において公表を前提としていないため、通常他人に知られたくないプライバシー情報の一部である。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公にすることにより公共の安全と秩序の維持を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない情報として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由について

諮問庁は、車両番号については、条例第6条第1号及び第3号に該当し、申請者の氏名及び住所については条例第6条第1号に該当すると主張するので、まず、車両番号の条例第6条第1号及び第3号該当性について検討し、次に申請者氏名及び住所について条例第6条第1号該当性を検討する。

(1) 車両番号の条例第6条第1号該当性について

条例第6条第1号は、個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは非公開とすることを定めたものである。

諮問庁は、個人所有の車両番号が個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含

む。)であるとし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づき登録事項等証明書を請求する調査や興信所等による調査、地域内を移動あるいは駐車する当該車両を調査することにより、その所有者等を容易に特定することが可能であると主張しているのので、条例第6条第1号該当性について検討する。

車両番号から所有者等を調査する場合、自動車の登録事項等証明書（所有者等の氏名、住所等が記載されている。）を交付請求するときには、自動車登録番号のほか原則として車台番号も記載することが必要であり、その例外も放置車両の撤去や裁判での利用等の事由がある場合に限られていることから、この方法での調査は著しく困難である。また、興信所等による調査及び地域内を移動あるいは駐車する車両に着目しての調査も、容易であるとは認められない。したがって、車両番号は、他の情報と照合することにより所有者等の個人を特定できる情報ではない。

また、車両番号は道路運送車両法第19条の規定により周囲から見やすいように表示しなければならないため、選挙運動期間中は容易に見ることができる状態にあった。

よって、車両番号を公にしても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、個人所有の車両番号は公開すべきである。

（2）車両番号の条例第6条第3号該当性について

条例第6条第3号は、法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重、保護されなければならないことから、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めている。

諮問庁は、法人等所有の車両番号についても（1）と同様に、その所有者等を容易に特定することが可能であり、特定の法人等を識別し得る情報であると主張するが、（1）で述べたのと同様に、車両番号は、他の情報と照合することにより所有者等の法人等を特定できる情報ではない。

また、車両番号は道路運送車両法第19条の規定により周囲から見やすいように表示しなければならないため、容易に見ることができる状態にあった。

よって、車両番号を公にしても法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、法人等所有の車両番号は公開すべきである。

（3）申請者の住所及び氏名の条例第6条第1号該当性について

申請者は、選挙運動用自動車若しくは政治活動用自動車を運転する者として申請を行っており、その者の政治思想に基づいて運転者にな

ったことが推認されるから、申請者の氏名を公開した場合、当該申請者の政治思想が判明するおそれがある。

したがって、申請者の住所及び氏名は通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報であり、非公開が妥当である。ただし、候補者自身が申請者である場合は、申請者氏名を公開するか否かにかかわらず、選挙の告示等の公報によりその政治思想及び住所が公にされており、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められないことから、候補者が申請者である場合の申請者の住所及び氏名は公開すべきである。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別表 1

公開すべき部分
・ 車両番号
・ 許可番号 13、17、33、38、43 及び 48 の項の申請者の住所及び氏名

別表 2

非公開とした部分	非公開事由
・ 許可番号 13 から 16 まで、19、21 から 23 まで、26、29 から 33 まで、37、41、43、44、48 及び 51 の項の車両番号が記録されている部分	・ 条例第 6 条第 1 号
・ 申請者欄の個人の住所及び氏名が記録されている部分	・ 条例第 6 条第 1 号
・ 備考欄の個人の氏名が記録されている部分	・ 条例第 6 条第 1 号
・ 許可番号 12、17、18、20、24、25、27、28、34 から 36 まで、38 から 40 まで、42、45 から 47 まで、49 及び 50 の項の車両番号が記録されている部分	・ 条例第 6 条第 3 号

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 8月11日	諮問書の受理
平成20年 8月27日	実施機関の理由説明書の受理
平成20年 9月12日	異議申立人の意見書の受理
平成20年11月12日	第1回審査会
平成21年 1月13日	第2回審査会
平成21年 2月 6日	実施機関の理由説明書(追加)の受理
平成21年 2月12日	第3回審査会
平成21年 3月 5日	第4回審査会
平成21年 4月20日	第5回審査会
平成21年 5月12日	答 申